

## 総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置、ペナルティの流れ

適用対象：令和4年4月1日以降に契約を締結する、総合評価落札方式によるすべての調達。

入札公告

「従業員への賃金引上げ計画の表明書」を入札参加者から提出を受けたことをもって評価

①大企業3%以上②中小企業1.5%以上

(賃金引き上げ表明は①事業年度※単位又は②暦年単位での表明)

※①事業年度は契約を行う予定の年の4月以降に開始するもの

加算点 = 従来の加算点 + 賃上げ加算点(加算点の5%以上) → (例) 技術提案型(基準額以上)・・・

従来の加算点40点 + 賃上げ加算点3点 = 加算点合計43点(3点/43点=6%)

落札・落札決定

落札者が賃上げ加算点で  
加点なし

落札者が賃上げ加算点で  
加点あり

実績確認

加点を受けた落札者が対象の事業年度または暦年の終了後に契約担当官等へ提出

①年度単位による賃上げ表明  
法人事業概況説明書(又は税務申告の作成書類)

②年単位による賃上げ表明  
給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表

賃上げ基準に達していない者への情報

- ・ 契約担当官等へ実績確認資料を提出
- ・ 契約担当官等が各省各庁の長へ報告
- ・ 各省各庁の長は、財務省へ報告
- ・ **財務省が調整し各省各庁の長へ通知**
- ・ 各省各庁の長は契約担当官等へ連絡
- ・ 契約担当官から対象者に減点措置の開始時期、期間を通知

契約担当官等から  
減点措置の通知

賃上げ基準に達していない者については、財務省から通知された日から1年間、国の総合評価落札方式の調達の全てに対して加点より大きな割合の減点(加点に1点を加えた減点)

## 工事の総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置

### ■ 適用対象

令和4年4月1日以降に契約を締結する、総合評価落札方式によるすべての調達。



### ■ 防衛省の工事における総合評価方式別の総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置

- 加算点の合計の5%以上の整数となるよう加点の配点を設定  
技術提案等評価表の合計評価点の5%以上の整数となるよう加点の配点を設定

#### ① 技術提案評価型（基準額以上）・技術提案評価型（高度技術提案型）

従来の加算点が40点満点の場合 → 従来加算点40点+賃上げ加算点3点とし加算点合計43点満点  
(3点/43点=約6%)

#### ② 技術提案評価型（基準額未満）・施工能力評価型

従来の技術提案等評価表の合計評価点が110点の場合  
→ 110点+賃上げ評価点6点とし評価点合計116点満点  
(6点/43点=約6%)

(別紙1)

【大企業用】

## 従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、○年度(令和○年○月○日から令和○年○月○日までの当社事業年度)(又は○年)において、給与等受給者一人あたりの平均受給額を対前年度(又は対前年)増加率○%以上とすることを

表明いたします。

従業員と合意したことを表明いたします。

} 状況に応じいずれかを選択\*

令和 年 月 日 株式会社○○○○

(住所を記載)

代表者氏名 ○○ ○○

上記の内容について、我々従業員は、令和○年○月○日に、○○○という方法によって、代表者より表明を受けました。

令和 年 月 日 株式会社○○○○

従業員代表 氏名 ○○ ○○ 印

給与又は経理担当者 氏名 ○○ ○○ 印

(別紙1)

【大企業用】

(留意事項)

1. 事業年度により賃上げを表明した場合には、当該事業年度の「法人事業概況説明書」を当該事業年度終了月の翌々月末までに(防衛省発注機関の名称)に提出してください。

なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類(事業活動収支計算書)等の賃金支払額を確認できる書類を提出してください。

2. 暦年により賃上げを表明した場合においては、当該年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を翌年の1月末までに(防衛省発注機関の名称)に提出してください。

3. 上記1. による確認において表明書に記載した賃上げを実行していない場合若しくは本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合又は上記確認書類を期限までに提出しない場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点又は加算点を減点するものとします。

4. 上記3. による減点措置については、減点措置開始日から1年間に入札公告が行われる調達に参加する場合に行われることとなる。ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なることとなるため、減点措置開始時に当該事由を確認した(防衛省発注機関の名称)により適宜の方法で通知するものとします。

5. 表明書に記載する事業年度若しくは暦年については、当該入札に伴う契約履行の期間と合致するものではありません。

(別紙2)

【中小企業用】

(別紙2)

【中小企業用】

## 従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、○年度(令和○年○月○日から令和○年○月○日までの当事業年度)(又は○年)において、給与総額を対前年度(又は対前年)増加率○%以上とすることを

表明いたします。

従業員と合意したことを表明いたします。

} 状況に応じいずれかを選択※

令和 年 月 日 株式会社○○○○

(住所を記載)

代表者氏名 ○○ ○○

上記の内容について、我々従業員は、令和○年○月○日に、○○○という方法によって、代表者より表明を受けました。

令和 年 月 日 株式会社○○○○

従業員代表 氏名 ○○ ○○ 印

給与又は経理担当者 氏名 ○○ ○○ 印

(留意事項)

1. 事業年度により賃上げを表明した場合には、当該事業年度の「法人事業概況説明書」を当該事業年度終了月の翌々月末までに(防衛省発注機関の名称)に提出してください。  
なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類(事業活動収支計算書)等の賃金支払額を確認できる書類を提出してください。
2. 暦年により賃上げを表明した場合においては、当該年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を翌年の1月末までに(防衛省発注機関の名称)に提出してください。
3. 上記1. による確認において表明書に記載した賃上げを実行していない場合若しくは本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合又は上記確認書類を期限までに提出しない場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点又は加算点を減点するものとします。
4. 上記3. による減点措置については、減点措置開始日から1年間に入札公告が行われる調達に参加する場合に行われることとなる。ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なることとなるため、減点措置開始時に当該事由を確認した(防衛省発注機関の名称)により適宜の方法で通知するものとします。
5. 中小企業等とは法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者とします。ただし、同条第6項に該当するものは除きます。
6. 表明書に記載する事業年度若しくは暦年については、当該入札に伴う契約履行の期間と合致するものではありません。

※ 本表明書をもって初めて従業員に賃上げを表明する場合は上段を、本表明書以外の